

## 令和 8 年度 事業計画

### 1. 基本方針

町田法人会は、「よき経営者をめざす者の団体」として、納税意識の向上、会員企業経営者の資質向上、ならびに地域社会への貢献を柱とし、公益社団法人としての目的を達成するため、各種事業活動を着実に推進する。

第 47 期においては、これまで継続してきた事業の趣旨と成果を踏まえつつ、社会経済環境や経営環境の変化に的確に対応し、法人会活動の一層の充実と安定的な運営を図る。あわせて、税務行政 DX（デジタルトランスフォーメーション）については、関係当局との連携のもと、会員企業および地域社会への円滑な周知と理解促進に努める。

また、ICT やデジタル技術を適切に活用し、組織および事務局機能の向上を図ることで、事業運営の効率化と円滑化を推進する。

さらに、法人会活動の持続的な発展に向け、通年による会員増強運動を推進し、組織基盤および財政基盤の安定強化を図るとともに、支部・部会・委員会活動の充実を通じて、会員の参画意識を高め、地域に根ざした法人会活動の推進に努める。

### 2. 主要な事業計画

本部事業の充実と組織強化を行うとともに、支部・部会・委員会の主体的な活動を軸に次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及及び納税意識の高揚を目的とする事業
- (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (3) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (4) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (5) 会員の交流に資するための事業
- (6) 会員の福利厚生等に資する事業
- (7) 法人会の目的を達成するための事業

### 3. 各事業活動

#### (1) 税知識の普及及び納税意識の高揚を目的とする事業

##### ① 新設法人税務説明会

- 新設法人に対し、諸手続きなど事業開始に際しての留意点や企業経営税務の基礎知識等についての説明会を隔月に開催する。

##### ② 決算法人税務説明会

- 決算法人に対し、税制改正に伴う留意点等を説明し法人税等の適切な申告を促すための説明会を開催する。

##### ③ 税務研修会

- 改正税制や税制一般について、適切な納税を促すための説明会を支部単位で年間を通じて適宜開催する。

##### ④ 源泉所得税説明会及び研修会

- 源泉部会員の実務担当者に対し、源泉所得税の法規等について適正な取り扱いを促すための説明会を開催する。
- 市内各所で毎年 11 月に「年末調整説明会」を開催する。

- ⑤ 電子申告・納付利用促進のための研修会や広報活動
  - 電子申告、キャッシュレス納付の利用率向上を実現するため、支部で研修会を開催すると共に、広報誌やホームページに掲載し一般企業に対して利用促進を図る。
- ⑥ 無料税務相談会
  - 東京税理士会町田支部との共催で、地域企業（新設法人・一般法人）や市民に対し税務全般についての無料相談会を毎月開催する。
- ⑦ 広報（機関）誌・ホームページによる税情報の発信
  - 税制改正要望、改正税法、e-Tax 利用方法、税務研修会の開催情報、税のコラム等を広報（機関）誌・ホームページを活用して、広く一般に発信する。
- ⑧ 地域児童等への租税教育
  - フェスタ及び地域イベント等（町田市、商店会等主催）に参加して、税のパンフレット配布・税金クイズ等を行い一般市民及び児童に広く、税に関する意識啓発を行う。
  - 町田間税会と共催で、町田市内の中学校生徒に「租税教育資料」の配付と共に、「税の標語」の募集をすることで租税教育を行う。
  - 「税に関する絵はがきコンクール」の募集を小学生に対し行い、租税教育をする。
  - 租税教育推進協議会の一員として、町田市内の小学校 6 年生の社会科授業において租税教室の開催に協力する。
- ⑨ 公開セミナー
  - 税制に関する公開セミナーを開催する。

## （2）税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- ① 税制改正要望に関する活動
  - 税制改正に関するアンケートを実施し、税制改正要望事項をとりまとめる。
  - 公益財団法人全国法人会総連合主催の「税制改正要望全国大会」へ参加し税制改正要望すると共に、企業支援・地域貢献等について情報・意見交換、討議を行う。
  - 地元選出国會議員及び町田市長、町田市議會議長へ税制改正要望事項を提出する。
- ② 税務に関する意見交換及び活動
  - 「町田税務連絡協議会」の一員として、民間協力六団体が税務全般について意見交換をし、広報・租税教育等の活動を連携して行う。
- ③ 法人会全国青年の集いへの参加
  - 公益財団法人全国法人会総連合青年部会主催の「全国青年の集い」へ参加し、税制・企業支援・租税教育等について情報・意見交換、討議を行う。
- ④ 全国女性フォーラムへの参加
  - 公益財団法人全国法人会総連合女性部会主催の「全国女性フォーラム」へ参加し、税制・企業支援・地域貢献等について情報・意見交換、討議を行う。

## （3）地域企業の健全な発展に資する事業

- ① 実務講習会
  - 経理実務講習会等を開催する。
- ② 経営に関するセミナーおよび研修会
  - 経営に関する専門講師による経営セミナーを開催する。
  - ホームページで法務・労務・経営等に関する「インターネットセミナー」を一般に無料で開催する。

- ③ 財政、経済等に関する講演会
  - 総会、新春の集い等において専門講師による財政・経済及び経営の講演会を開催する。
- ④ 中小企業の税務コンプライアンス向上のための施策
  - 法人会作成の「自主点検チェックシート」の活用により、内部統制及び経理能力の水準を向上させ、健全な企業経営の一助となるよう普及推進に努める。

#### (4) 地域社会への貢献を目的とする事業

- ① 公開講演会
  - 会員及び一般市民を対象に財政・経営・報道・医療・文化・芸術等、広範な分野から著名な講師を招き講演会を開催する。来場者に寄付金やタオル寄贈を募り、寄付・寄贈の原資とする。
- ② クリスマスコンサート
  - 一般市民、ファミリーを対象に法人会のPRを兼ねて、音楽を楽しんで頂く。来場者からタオルの寄贈を募る。
- ③ 地域イベントに参加
  - 町田市や自治体等が開催するイベントに税金クイズなどで参加し、模擬店等の収益金を寄付の原資とする。
- ④ 寄付・寄贈事業
  - チャリティーゴルフ大会でのチャリティー金、公開講演会・地域イベント等の参加者からの寄付金は青少年育成のために町田市立の小中学校へ寄付する。
  - 公開講演会・クリスマスコンサート等で来場者から寄せられたタオルを市内養護施設等に寄贈する。
  - 自然災害や火災等で甚大な被害を被った地域に寄付を行う。
- ⑤ スポーツ支援
  - 町田市、商工会議所、青年会議所等の団体が後援するアスリートやチームの支援をし、スポーツ振興に寄与する。
- ⑥ 市民交流イベントの開催
  - 音楽や技芸・スポーツの市民参加型交流イベントを支部が主催し開催する。
- ⑦ 道路美化推進活動
  - 地域の道路清掃、花植え活動等を行う。
- ⑧ 地球温暖化対策報告書制度
  - 東京都が進めている中小企業を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」の普及推進に努める。

#### (5) 会員の交流に資するための事業

- ① 新入会員交流会
  - 新入会員を迎え、既存会員との交流を行い、自社PR・名刺交換等を通じてビジネスチャンスを創出する。
- ② 新春の集い
  - 経営者が集い、年頭に相応しい経済講演等を開催し、賀詞交歓の場とする。
- ③ 各種スポーツ・旅行・レクリエーション・懇親会等
  - 経営者・従業員・家族等が参加し、スポーツ競技・視察研修会・チャリティーゴルフ大会・新年会・暑気払い等を通じて健康促進と親睦を図る。

- ④ 会員セミナー
  - 政治・経済・医療・芸術・文化等各界の講師によるセミナーや、会活動の活性化や自己啓発のための研修を行うとともに、参加者相互の親睦と連帯感を深める。
- ⑤ 各種講習・公演等
  - 支部・部会単位で文化・芸術・演芸・趣味等の講習・公演等を開催する。

(6) 会員の福利厚生等に資する事業

- ① 各種共済制度
  - 経営者大型総合保障制度、がん保険、特定退職金共済制度等の利用を促進し会員の福利厚生を図る。
- ② 人間ドック及び巡回成人病健康診断
  - 市内医療機関による人間ドックの利用、及び全日本労働福祉協会による年二回の巡回成人病健康診断を会員に斡旋する。
- ③ 保養施設、提携宿泊施設
  - リゾート施設、テーマパーク、ホテル、旅館等の提携施設の利用を斡旋する。
- ④ 東法連の経営支援事業
  - 一般社団法人東京法人会連合会が実施するメンバーズローン、貸倒保障制度、企業情報提供サービス、無料法律相談、無料税務相談等の経営支援事業の斡旋を行う。
- ⑤ 会員優待サービス
  - 法人会会員や関係協力企業の商品及びサービスの割引や優待特典などを会員に提供する。

(7) 法人会の目的を達成するための事業（公益目的事業を補完するための事業）

- ① 封入広告チラシ及び発送代理
  - 会員企業に対し年間に数回、事業告知チラシや広報誌の発送を行っている。当該送付に際して、他の企業の商品又はサービスを会員企業に対して周知したい企業を募り、チラシ・リーフレット等を発送代理し、その事務手数料を得る。
- ② 経理事務代行
  - 友誼団体である税関連団体の期中の経理及び決算書の作成を行い、その事務手数料を得る。
- ③ クレジットカード加入に係る事務受託業務
  - 提携カード会社との契約に基づき、会員企業に対しカード制度の周知及び申込書類の取次等の事務支援を行い、その事務処理の対価として事務受託手数料を受領する。なお、与信判断及び契約締結は提携カード会社が行う。
- ④ 会員増強運動の推進
  - 組織の充実強化と財政基盤の確保を図るため、年間を通じて会員増強運動を行う。
- ⑤ 関係機関との連絡協調
  - 町田税務連絡協議会（東京税理士会町田支部、一般社団法人町田青色申告会、まちだ納税貯蓄組合連合会、町田間税会、小売酒販組合町田支部）ならびに、税務行政 DX 部会（町田税務署、東京都町田都税支所、町田市財務部等）の各機関と連携し、税に関する事業と税務行政 DX の推進を図る。
  - 三多摩法人会連合会、一般社団法人東京法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合の主管する各種会議・研修会等に参加し、法人会活動の活性化・会員企業の資質向上等に寄与する。